

尾道市では、地域の活性化を図ることを目的として、民間の遊休施設を活用して、新たに出店または開業しようとする者に対して、必要な経費の一部を助成します。

◇**募集期間** 令和6年4月8日（月）～6月28日（金）

●審査会（申請者によるプレゼンテーション有）での審査を経て、補助対象者を決定します。

◇**対象者** 対象区域内（別地図①②朱線内）の民間の遊休施設※に新たに出店又は開業しようとする者

※概ね6か月以上の空き店舗または空家をいいます。

◇**対象業種** 卸売、小売業、宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）

◇**補助率等**

①補助額 上限額250万円（千円未満の端数は切り捨て）

②補助率 2分の1

③予定件数 1件（審査により適当と認められたもの）

④補助対象 施設改修費（限度額200万円）及び備品購入費（限度額50万円）

◇**対象要件（次の要件をすべて満たすもの）**

①対象地区内で既に出店している店舗を移動させて出店する者でないこと。

②令和7年3月31日までに開業していること。

③法令及び、公序良俗に反しない事業を行うものであること

④施設の改修は、建築基準法第87条第3項を含め、関係法令を遵守したものであること。

⑤補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が尾道市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

⑥市税等の滞納がないこと。

⑦営業開始日から3年以上継続して営業すること。

⑧尾道しまなみ商工会又は政府系金融機関等から事業計画作成について指導を受けること。

⑨この補助金に係る事業に関して、国、県、または市の制度による他の補助等を受けていないこと。

⑩政治的活動又は宗教的活動を主たる目的としないこと。

◇**補助の対象外（次のいずれかに該当する場合）**

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける店舗である場合

②事務所又は倉庫として利用する場合

③本人又はその親族（3親等内の血族配偶者及び2親等内の姻族をいう。）が所有する遊休施設で、当該施設を本人又はその親族が再び営業する場合

<補助金に関するお問い合わせ・申込み先>

尾道市産業部商工課

Tel：0848-38-9182 Fax：0848-38-9293

E-mail：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

対象区域①



対象区域②

